

「詩」と「酔」の空間

山田尚子

はじめに

平安期に製作された漢詩の多くが、詩宴（詩会）をその製作の場とする。当然ながら詩宴は、詩作の場であるとともに酒宴の場でもあった。そして、これまた当然ながら、「詩を詠む」という行為と「酒を飲む」という行為とは古くから、日本中国の差異を問わず、しばしば同時に行われ、詩作と飲酒は詩人たちの中で分かち難く結びついてきたものと考えられる。一方、平安期の詩においては、「詩を詠む」という行為、あるいは「酒に酔う」という状態を、何らかの形で空間として表現する場合がある。詩作や飲酒をめぐる、そうした表現に注目することで、当時の人々の、空間的な感覚や空間に対する見方あるいは発想について、より明確に分析することができるとは思えないか、と考える。

こうした問題意識にもとづき、本稿では、大江匡房の「詩境記」の「詩境」の意味するところを、特に詩作の場という空間を重視する立場から、考察してみたい。⁽¹⁾

一、「詩境記」と「醉郷記」

大江匡房の手になる「詩境記」（『朝野群載』卷三）は、詠作の際の詩人の有り様（Ⅱ「詩境」）を空間として仮構し、その空間の記録として、詩作という行為を描き出すことを企図した作品である。以下にその冒頭から途中までを示す。

夫詩境者、無水土山川、無人民戸邑。又不知在何方面、警然而至、倏忽而往。至其佳境、難中之難也。以翰墨為場、以感傷為俗。花月輪租稅、煙霞代封祿。（夫れ詩境は、水土の山川無く、人民の戸邑無し。又た何れの方面に在るかを知らず、警然として至り、倏忽として往く。其の佳境に至るは、難中の難なり。翰墨を以て場と為し、感傷を以て俗と為す。花月を租税に輪し、煙霞を封祿に代ふ。）（Ⅱ「詩境」には、水や土によってできた山や川はなく、人民によってなる家やむらもない。またどの方向にあるかわからず、ちらりとひらめけばそこに至り、光のごとくたちまちにそこに行くこともある。ただし、そうしたすばらしい詩境に至るのは、何より難しい。筆と墨とが詩境の場であり、感傷こそが詩境の風習である。詩境においては租税として花月を差し出し、封祿に代えて煙霞をもらう。）」

この作品については後藤昭雄氏による詳細な分析および考察がすでに備わっている。⁽²⁾そして、その論で指摘さ

れるように、人の心持ちを何らかの空間に仮構して描き出そうとする「詩境記」の発想および結構は、初唐の王績（王勣）の「酔郷記」（『文苑英華』巻八百三十三）に倣うものだと考えられる。以下にその冒頭から途中までを引く。

酔之郷、去中国不知其幾千里也。其土曠然無涯、無丘陵阪險、其氣和平一揆、無晦明寒暑。其俗大同、無邑居聚落、其人甚精、無愛憎喜怒。吸風飲露、不食五穀。其寢于于、其行徐徐。（酔の郷は、中国を去ること其の幾千里かを知らざるなり。其の土は曠然として涯無く、丘陵阪險無し、其の氣は和平一揆にして、晦明寒暑無し。其の俗は大同にして、邑居聚落無し、其の人は甚だ精にして、愛憎喜怒無し。風を吸ひ露を飲み、五穀を食はず。其の寢は于々として、其の行は徐々たり。）（Ⅱ酔郷は、中国から幾千里離れているのかわからない。その土地は広々として果てしなく、険しい山や急な坂が無い。その気候は穏やかで和らぎ一様で、暗い明るい寒い暑いといった変化が無い。その風俗は人心がよく和合し、村落（個々の共同体に分かれている状態）が無い。その人はとても純粹で、喜怒哀楽（感情の起伏）が無い。彼らは風を吸って露を飲み、黍、粟、麥、豆などの五穀を食べない。彼らの眠りは于々としてゆつたりと満足できるもので、彼らの行いは徐々としてゆるやかである。】

匡房は、闇雲に、あるいはふと、「詩境」を題材として何かを書いてみようと思いつたわけではあるまい。匡房の中で「酔郷」に「詩境」が結びついたものには、何かしら理由があったのではないか。また、「詩境」のとき心理的な作用を空間に仮構するという方法についても、そうした方法を導く発想が匡房自身の中にあつたのではないか。人の心の有り様を仮構した空間として、「詩境」が「酔郷」と同様に造型された背景には何がある

のか。

二、白居易の「詩境」・「醉郷」

まず、白居易の詩における「詩境」および「醉郷」の用いられ方について確認しておきたい。白居易の詩には、「醉郷」と「詩境」とが対語として用いられる例が見える。

2722 将至東都、先寄令狐留守

(将に東都に至らんとし、先づ令狐留守に寄す)

黄鳥無声葉滿枝、閑吟想到洛城時。 黄鳥声無くして葉枝に満てり、閑吟して想ふ洛城に到るの時。

惜逢金谷三春尽、恨拝銅楼一月遲。 金谷に逢ふに三春の尽くることを惜しみ、銅楼を拝するに一月の遅き

ことを恨む。

詩境忽来還自得、醉郷潛去与誰期。 詩境忽ちに來たりて還た自ら得ん、醉郷に潜かに去る誰と与にか期

せん。

東都添箇狂賓客、先報壺觴風月知。 東都に箇の狂賓客を添へん、先づ壺觴風月に報じて知らしめん。

(『白氏文集』卷五十七)⁽³⁾

これは、大和三年(八二九)三月末、太子賓客となって東都(洛陽)に赴くことになった白居易が、約一月前からすでに東都留守として洛陽に赴任している友人令狐楚に対し、自らの洛陽行きを告げるために送った詩(七

言律詩)である。頷聯、頸聯は、赴任先の洛陽に到着したときの自分の心持ちを想像して詠んだもの(このときはまだ洛陽に行っていない)。すなわち、惜しいのは金谷園(洛陽の西に位置する景勝地。かつて石崇の金谷園があつた場所)で春が既に過ぎ去っていること、残念なのは自分が銅樓(洛陽における太子の宮殿の門樓)を通るのが令狐楚の着任より一箇月遅れたことだといひ(頷聯)、洛陽到着の暁には、忽然と再び詩境を得ることが出来るだろうが、人知れず酔郷に行きたいと思つたときに、いったい誰とともに酒を飲めばいいのか(令狐楚に對し、ともに酒を飲もうと持ちかけている)といひ(頸聯)。この場合の「詩境」は、そこに「忽來還自得」とあることから、詩作の際のその心持ち(感興)を表すものだと考えられる。一方、この詩における「酔郷」は、酒を飲んで酔つ払う、その心理を空間的に表すものである。この「詩境忽來還自得、酔郷潛去与誰期」は、『千載佳句』「詩酒」(88)に収載されており、日本においてよく知られた句であつたと考えられる。

白詩においては、前節に掲げた王績の「酔郷記」を典拠とした「酔郷」あるいは「郷」の語が、酔心地を空間的に表す語として常套的に用いられる。例えば、「事事無成身也老、酔郷不去欲何帰(事々に成ること無くして身また老いたり、酔郷に去らずして何ちにか帰せんと欲ふ)」(『白氏文集』卷十七「酔吟二首其一」1064、『和漢朗詠集』「述懷」753、『千載佳句』「酔」824)、「無過学王勤、唯以酔為郷(王勤を学ぶに過ぐる事無し、唯だ酔を以て郷と為さん)」(『白氏文集』卷十七「九日酔吟(九日に酔ひて吟ず)」1073)、「居士忘筌默默坐、先生枕麴昏昏睡。早晚相從帰酔郷、酔郷去此無多地(居士は筌を忘れて黙々として坐す、先生は麴を枕にして昏昏として睡る。早晚相ひ從ひて酔郷に帰せん、酔郷此こを去ること多くの地無し)」(『白氏文集』卷五十一「答崔賓客晦叔十二月四日見寄(崔賓客晦叔が十二月四日に寄せられしに答ふ)2247)などに見える「酔郷」は、いずれ

も酔心地を空間的に表現したものと考えられる。また、これらのほか、「生計抛來詩是業、家園忘却酒為郷（生計抛ち來りて詩は是れ業、家園忘却して酒は郷と為す）」（『白氏文集』卷十八「送蕭処士遊黔南（蕭処士の黔南に遊ぶを送る）」1142、「千載佳句」「詩酒」800）という句があることから、「酔郷」が帰るべき故郷、あるいは本来そこに居るべき理想郷、と捉えられていることが窺える。

以上のように、白詩における「酔郷」の語が、王績の「酔郷記」を典拠とし、心理を仮構した空間としての意味合いを持つのに対し、「詩境」の語には、そうした仮構した空間としての意味合いを見出すことができない。白詩には、ほかに「閑中得詩境、此境幽難説（閑中に詩境を得たり、此の境幽にして説き難し）」（『白氏文集』卷五十二「秋池二首其二2276」）と見え、この場合の「詩境」は、詩人がそこに身を置くことで、詩作のための感興を詩人自身の中に生じさせた、その幽遠な環境（秋、一人で静かな池のほとりを訪れる）を意味するものと考えられる。白居易が詩作に関わって「境」字を用いる場合、その意味するところは、仮構された空間ではなく、いわば心理的な有り様、詩作の際の感興か、あるいはそうした感興を引き出してくれる詩人の周囲の状況の意味する語として用いられていると考えられよう。

一方、以下の例は、如上の白詩における「詩境」の意味するところをより明確に示すとともに、ある空間を詩作と関わらせつつ表現する「詩国」の語が用いられている点で注目される。

2638 見殷堯藩侍御憶江南詩三十首、詩中多叙蘇杭、余嘗典二郡、因繼和之

（殷堯藩侍御の江南を憶ふ詩三十首を見るに、詩中に多く蘇杭を叙せり、余れ嘗つて二郡を典つかさどる、因りて繼いで之れに和す）

江南名郡數蘇杭、写在殷家三十章。

江南の名郡に蘇杭を數ふ、写して殷家の三十章に在り。

君是旅人猶苦憶、我為刺史更難忘。

君は是れ旅人なれども猶ほ苦ろに憶ふ、我れは刺史と為りて更に忘れ難し。

境牽吟詠真詩國、興入笙歌好醉鄉。

境は吟詠を牽く、真の詩國、興は笙歌に入る、好き醉鄉。

為念旧遊終一去、扁舟直擬到滄浪。

為に旧遊を念ひて終ひに一たび去り、扁舟直ちに滄浪に到らんことを擬す。

〔白氏文集〕卷五十六

この詩は、友人殷堯藩の「憶江南詩三十首」に蘇州・杭州二州のことが度々詠み込まれているのを見た白居易が、かつて自分がこの二州に刺史として赴任していたことを思い出して感興を起こし、殷堯藩の三十首に続いてこれに唱和した詩（七言律詩）である。注目すべきは頸聯で、ここで「詩國」「醉鄉」というのは、白居易のかつての赴任地であり、詩の中で「江南名郡」と評されている蘇州・杭州の両州を指してそのように表現したものと考えられる。つまり、この詩において、「詩國」といい「醉鄉」というのは異郷、理想郷を意味するもので、蘇州・杭州の両州は、そうした理想郷のごとき土地だというのである。このうち「醉鄉」についていえば、酔心地としての「醉鄉」を、一つの空間を意味する語としてより具現化したものだといえる。一方、「醉郷」の対語に用いられた「詩國」について考えれば、詩を詠むのに最適な土地（そこに行くか否が応でも感興が起こって吟詠したくなるような、素晴らしい土地）という意味だと考えられる。そして、「境牽吟詠」の「境」字は、蘇州・杭州という「詩國」そのもの、あるいはその土地の環境を意味し、よって「境牽吟詠」は、そこを訪れる

ことでその環境が詩を吟詠させることをいうものである。

以上のように白居易の詩における「醉郷」と「詩境」の用いられ方を見てくると、「醉郷」の語がある心持ちを仮構した空間として用いられているのに対し、「詩境」は、あくまで心持ちそのものか、あるいは、そうした心持ちを引き起こす詩人の周囲の状況を表現する語として用いられていることが確認できる。すなわち白居易の「詩境」とは、詩作に対してより直接的に働きかけるもの（その場の状況や、そのときの心持ち）を、そのまま意味しているものだといえる。翻ってこうした白居易の「詩境」と、匡房の「詩境記」の「詩境」とを対照してみれば、両者の間には、仮構された空間としての意味合いを持つか否かという点で、極めて本質的な懸隔があるといえよう。

三、詩宴としての「詩境」

ここで、日本の漢詩文に視点を移し、「詩境」の語の用いられ方を検討してみたい。

「詩境」の語の、管見に及んだ限りにおける早い用例は、いずれも大江朝綱製作の、詔と詩序の例である。

①爰洛水春遊、昔日閣筆、商飆秋宴、今時卷筵。鹿鳴再停、人心不樂。詞人才子、漸吞吟詠之声、詩境文場、已為寂寞之地。（爰に洛水の春の遊び、昔の日筆をせしき、商飆の秋の宴、今の時に筵を巻く。鹿鳴再び停やんで、人心樂しません。詞人才子、漸く吟詠の声を呑み、詩境文場、已に寂寞の地となりたり。）

（『本朝文粹』卷二「停九日宴十月行詔（九日の宴を停め十月に行ふ詔）」大江朝綱⁽⁵⁾）

②太上法皇、辞万乘赴一乘、出有為入無為。雖嗜水月之觀、未抛煙霞之賞。故召風人於翰林、翫客葉於詩境。(太上法皇、万乘を辞して一乘に赴き、有為を出でて無為に入りたまふ。水月の觀を嗜ふと雖も、煙霞の賞を抛てず。故に風人を翰林に召し、客葉を詩境に翫ぶ。)

(『本朝文粹』卷十「初冬翫紅葉応太上法皇製(初冬に紅葉を翫びて太上法皇の製に応ず)(詩序)」大
江朝綱310)

①は、天曆四年(九五〇)九月二十六日に村上天皇によって出された詔で、延長八年(九三〇)九月二十九日の醍醐天皇の崩御以来、九月九日の重陽の節が停止されていたが、この度、その重陽の節に準じて十月初めに残菊の宴を開くという趣旨の詔の一節である。掲出箇所は、三月三日の曲水宴が古くから停止されたままになっているのに加え、⁽⁶⁾醍醐天皇の崩御が九月であったことにより、重陽の節まで停止になってしまった。宴会がまた一つ開かれなくなったことで人々の心は楽しむことがない。詩人文人は次第に吟詠の声を吞み込んで発しなくなり、詩宴は寂漠として寂しく静かな場所となってしまうというもの。ここでの「詩境」は、詩宴の場そのものを指している。

②は、製作時は特定できないものの、詩宴の主宰者である「太上法皇」は宇多上皇を指すと考えられることから、上皇が落飾した昌泰二年(八九九)十月から昌平元年(九三二)の間に製作された詩序だとひとまず考えられる。さらに、掲出箇所「辞万乘赴一乘、出有為入無為」と見えることからすると、落飾してあまり時を経ない頃の製作に繋るのではないかと推測される。「水月之觀」は仏教的なものを見方を、「煙霞之賞」は景色の素晴らしさを、それぞれ象徴的に表している。すなわち掲出箇所は、宇多上皇は帝位を去って仏教に帰依し、そ

の教えに従っているとはいうものの、景物を愛でる気持ちは失わない。そこで詩人たちを宴に招き、紅葉を鑑賞した、というもの。「翰林」と「詩境」の対語は、ともに詩宴の場を意味する。

以上のごとく、平安期の漢詩文においては、「詩境」は、しばしば詩宴の場そのものを意味する。詩宴の場が詩作の場であることからすれば当然ながら、詩宴の場としての「詩境」には、心境や感興といった心理的な意味も多少ながら含まれると考えられるが、いずれにせよ、こうした「詩境」の用例を、前節で考察した白居易の「詩境」に照らせば、平安期の漢詩文においては、「詩宴」という公的な場が、詩作のための感興を引き起こすはずの「詩境」として、あらかじめ用意されているという点で特徴的だといえよう。誤解を避けるために付け加えておくならば、当然ながら平安期の漢詩文における「詩境」がすべて「詩宴」を指すということではない。ただし、詩宴での作詩においては、「詩境」との出会いが突発的・偶発的なものではない。

ここで注目したいのは、「詩境」の語が平安中期以降の句題詩の詩題に用いられているという点である。「閑中得詩境（閑中に詩境を得たり）」（詩題の出典は前掲「閑中得詩境」〔『白氏文集』卷五十二「秋池二首其二」2276〕、「秋未出詩境（秋未だ詩境を出でず）」、「落葉滿詩境（落葉詩境に満ちたり）」、「詩境惜春暮（詩境に春の暮るるを惜しむ）」のごとくである。掲出した四つの詩題のうち、白居易の詩句を出典とする「閑中得詩境」を除く三つの詩題は出典不明であり（新題である可能性がある）、この三つの詩題における「詩境」は、いずれも詩宴の場を意味するものと考えられる⁽⁷⁾。

村上朝に確立した句題詩（七言律詩）の構成方法においては、領聯および頸聯は破題と呼ばれ、この二聯においては詩題の文字を別の文字に言い換えつつ詩題を敷衍する必要があった⁽⁸⁾。例えば、『江談抄』（類聚本卷四）に

見えて名高い大江以言の摘句「文峯案轡白駒景、詞海艤舟紅葉声（文峯に轡を案ず白駒の景、詞海に舟を艤ふ紅葉の声）」（『和漢朗詠集』「九月尽」276）は、前掲「秋未出詩境」を詩題とし、句中の「文峯」と「詞海」とが詩題の「詩境」を、「案轡」と「艤舟」とが詩題の「未出」を、「白駒景」と「紅葉声」とが詩題の「秋」を、それぞれ言い換えた表現だと考えられる。このうち、「文峯」、「詞海」などの語によって詩題の「詩境」を言い換えるのは、句題詩の破題の作成にあたって、やがて常套的な方法となっていたものと推測される。十三世紀初頭の成立とされる『文鳳抄』は、破題を作成するため（詩題を言い換え、対句として整えるため）の対句語彙集で、詩題の文字を項目として掲げ、その項目ごとに言い換えのための語彙を提示する。その「詩」の項（詩題の「詩」字の言い換えとして適切な語彙を掲げた箇所）には、「詞海 詞江 詞浪 詞苑 詞峯 文峯 文路 言泉 筆海 翰苑 筆駅 牋郵」、あるいは「詞林 文林 翰林 言葉 詞条 詞花 文苑 詞藻」といった語彙が並ぶ⁽¹⁰⁾。これらの語彙はいずれも、海や林、江や苑といった具体的な空間に詩作の場をなぞらえた表現だと考えられよう。

また、詩序においては、如上の句題詩における破題の言い換えと同様に、詩宴の場（＝詩作の場）を海や林、江や苑といった具体的な空間になぞらえた上で、上句と下句とをそれぞれ縁ある語で縁語的に結構する、以下のごとき例が見える。⁽¹¹⁾

上宰左相、儀同三司之聖臣、卿士大夫、金馬石渠之才臣、涉詞江而叩舷、遙躍水心之龍、獵翰苑而飛鑣、暗采風骨之雉。（上宰左相、儀同三司の聖臣、卿士大夫、金馬石渠の才臣、詞江を涉りて舷を叩く、遙かに水心の龍を躍らしむ、翰苑に獵りして鑣を飛ばす、暗に風骨の雉を采る。）

〔『本朝文粹』卷十一「九日侍宴清涼殿同賦菊是花聖賢心製（九日侍宴清涼殿同賦菊是花聖賢心製）（詩序）」大江匡衡328〕

「上宰左相」は藤原道長、「儀同三司」は藤原道隆の嫡男伊周のこと。この詩宴は、寛弘五年（一〇〇八）あるいは六年のいずれかの九月九日（重陽）に一条天皇の主宰で開催されたものと考えられる。⁽¹²⁾「金馬石渠」は、それぞれ金馬門、石渠閣を指し、いずれも文人の居所を意味する。この詩宴に参集したのは、道長や伊周のごとき天皇の高臣、公卿、官吏、儒者であった。「涉詞江而叩舷」以下は、これらの人々が詩宴で詩作する模様を表す。「詞江」「翰苑」の対語は詩作の場すなわち詩宴の意。「叩舷、遙躍水心之龍」は詩作、すなわち文章を織り成すという行為を、水面の真ん中で龍が躍り上がり周囲に波紋を広げるさまになぞらえて表現したものである。「采風骨之雉」は、『文心雕龍』風骨篇が「風骨」について「怳悵述情、必始乎風、沈吟鋪辭、莫先於骨。故辭之待骨、如体之樹骸、情之含風、猶形之包氣（怳悵して情を述ぶるは、必ず風より始め、沈吟して辭を鋪くは、骨より先なるは莫し。故に辭の骨に待つは、体の骸を樹つるが如く、情の風を含むは、猶ほ形の氣を包むのごとし）」とした上で「夫翬翟備色、而翽翽百歩、肌豊而力沈也。鷹隼乏采、而翰飛戾天、骨勁而氣猛也。文章才力、有似于此。若風骨乏采、則鷲集翰林、采乏風骨、則雉竄文囿（夫れ翬翟色を備へ、而れども翽翽すること百歩のみなるは、肌豊かにして力沈めばなり。鷹隼は采に乏しく、而れども翰飛して天に戻るは、骨勁くして氣猛ければなり。文章の才力、此れに似たること有り。若し風骨ありて采に乏しければ、則ち鷲翰林に集まり、采ありて風骨に乏しければ、則ち雉文囿に竄る）、すなわち、「風骨（明確な意図と的確な表現）」のない文人は、色が美しいばかりで長くは飛べないきじ（雉・翬翟）と同じだ、というのを典拠とする。従って掲出の匡衡

の詩序に「采風骨之雉（＝美しいばかりでなく「風骨」も備えた雉をとる）」というのは、詩宴で美しくかつ「風骨」を備えた詩を作ることをいうものと考えられる。そして、「涉詞江而叩舷、遙躍水心之龍、獵翰苑而飛鏹、暗采風骨之雉」の隔句対のうち、上句は「涉」「江」「舷」「龍」といった「水」に縁ある語で、下句は「苑」「鏹」「雉」といった「獵」に縁ある語で、縁語的な表現がそれぞれ結構されていると考えられる。こうした表現方法、すなわち詩宴の場を峯や海、江や林などの具体的な自然物になぞらえ、詩宴の模様や詩作という行為を、そうした自然物と縁語的な関係にある語彙をちりばめて表現するというやり方は、平安期の漢詩文、とりわけ詩序に多く見える。

こうした表現は、そのときどきに開催される詩宴という場（あるいは詩が製作される場）を、現実に存在する別の空間（江、海、林、峯など）になぞらえた表現だといえる。そして、「詩境記」が「酔郷記」の「無丘陵阪險」に抛り、「詩境」を仮構して「無水土山川」とするのは、一方でこうした表現が前提となつてのことではないかと考える。言い換えれば、こうした表現が存在していたことが、「酔郷」から「詩境」への連想を容易にしたのではないかと考えられるのである。詩作の場を江、海、林、峯などによって仮構する表現、あるいはそれに関連した縁語的な表現については、典抛や展開など、改めて考察する必要があると考えるが、ここで注目しておきたいのは、こうした仮構の仕方が極めて修辭的だという点である。詩作の場を具体的な自然物になぞらえることによって、かえってその場の有り様を抽象化するものだといえよう。

四、詩作それ自体を空間として捉える

前節では、「詩境」が詩宴を指して用いられる例を取り上げ、詩宴という詩作の場が、江、海、林、峯などの新たな空間に仮構される有り様について考察した。一方、「詩境」が空間として仮構される有り様としては、以下のごとき例も見える。

其一願曰、就天満天神廟、会文士献詩篇。以其天神為文道之祖、詩境之主也。(其の一つの願に曰はく、天満天神の廟に就て、文士を会して詩篇を献ぜん。其れ天神は文道の祖、詩境の主たを以てなり。)

〔『本朝文粹』卷十三「賽菅丞相廟願文(菅丞相の廟に賽かへりまうしする願文)』慶滋保胤(100)の願文は、寛和二年(九八六)七月二十日、道真を祭神とする北野天満宮に報賽するために製作された願文である。⁽¹³⁾同年四月二十日に出家した保胤は、この願文において、かつて自分がまだ俗人であった頃、道真廟に自らの榮譽名声を祈願したことがあったという。掲出箇所では、その祈願成就の暁には、保胤が廟前に文士を集めて詩を詠み合い、それらの詩を献上しようと考えていた、と述べる。そして、道真を評して「文道之祖、詩境之主」というのである。この場合の「詩境」は、「主」の語から判断して、空間であることは間違いない。しかしながら、前節で取り上げた用例のごとき、詩宴の場を意味するものかといえは、必ずしもそうではない。無論、詩宴の場という意も含むであろうが、より広く、詩を作るときの心境や、詩作という行為そのもの、詩作のためのテクニクや、語彙の選び方なども含め、およそ詩作に関わるすべての事柄を指すものと考えられる。ここで

は、こうした事柄を指して〈詩作の世界〉と呼んでおく。「詩境之主」とは、こうした〈詩作の世界〉をそのまま空間として捉えた表現だと考えられる。

もう一例掲げる。

匡衡隔賢路千万里、疲驂殆黃焉、遊詩境四十年、学鹿未白矣。（匡衡賢路を隔てて千万里、疲驂殆んど黄なり、詩境に遊びて四十年、学鹿未だ白からず。）

（『本朝文粹』巻九「初冬於都督大王書齋同賦唯以詩為友」）
（初冬都督大王の書齋にして同じく唯だ詩を以て友と為すといふことを賦して教に応ず）（詩序）大江匡衡268

掲出したのは、長保元年（九九九）に製作された「唯以詩為友」という詩題の詩序である。掲出箇所は、詩序の第三段で、匡衡が謙辞を述べた箇所にあたる。「賢路」は賢人が立身出世すべき道。「疲驂殆黄」は、『毛詩』周南「卷耳」に「陟彼高岡、我馬玄黄。（彼の高岡に陟りて、我が馬玄かし黄になんぬ。）」とあり、さらにその毛伝に「玄馬病則黄。（玄馬病みぬるときは黄なり。）」とあるのを典拠とし、自らを疲れたそえ馬になぞらえ、その馬が病気であることをいう。「学鹿未白」は「三輔決録曰、辛繕、字公文、少治春秋詩易。隱居弘農華陰、弟子受業者六百餘人、所居旁有白鹿、甚馴、不畏人。（三輔決録に曰はく、辛繕、字は公文、少くして春秋詩易を治む。隠れて弘農の華陰に居り、弟子の業を受くる者六百餘人、居る所の旁らに白鹿有り、甚だ馴れて、人を畏れず。）」（『藝文類聚』鹿所引）とある故事を踏まえ、自らの学問がまだ辛繕のごとき高い水準に及ばないことをいったものであろう。ここで「遊詩境四十年」というときの「詩境」は、先に見た保胤の願文の「詩境之主」という表現に同じく、〈詩作の世界〉を意味する表現であろう。

匡衡には、他にも「菊残留秋思（菊残りて秋の思ひを留む）」（『江吏部集』卷下）の尾聯に「微叢難同隔仙席、詩境外人任醉郷（微叢 同にする事難し 仙席に隔たれり、詩境の外の人 醉郷に任さん）」がある。尾聯は句題詩の構成方法における述懐、すなわち作者自身の感懐あるいは謙辞を述べる箇所にあたる。掲出箇所の上句の「微叢」は詩題の「菊」に繋げて匡衡自身をいい、「仙席」は詩宴の場（宮中での詩宴か）を指し、上句は総じてみすばらしい自分（微叢）が素晴らしい詩宴の席（仙席）に列なることはできないと述べるものだろう。一方下句には「詩境」と「醉郷」とがともに見える。このうちの「醉郷」は王績の「醉郷記」を典拠とし、醉心地を空間化した表現であろう。そして「詩境」は、本節で取り上げた保胤の願文や匡衡自身の詩序の場合に同じく、〈詩作の世界〉を空間として捉えた表現であろう。従って下句は、〈詩作の世界〉（＝詩境）の外にいる自分、すなわち詩心なく上手く詩を作ることができない自分は、醉心地（＝醉郷）に身を任せていよう（ただ酔っ払っていよう）と解釈できる。

以上のように、前節で考察した「詩境」が、江、海、林、峯などの具体的な空間に詩作の場を新たに仮構し直すものであるのに対し、本節で言及した「詩境」は、詩作の際の心境や詩作の場などを含め、いわば詩作に関わるすべての事柄の総体を空間として捉えるもので、両者には、いわば仮構の仕方において違いがあると考えられよう。ところが、翻ってこの二つの側面を「詩境記」に照らしてみれば、「詩境記」の「詩境」はこの二つの側面を二つながら備えていることがわかる。「詩境記」の「詩境」は、〈詩作の世界〉そのものを具体的な空間に仮構したものと見えよう。

五、無題詩から「詩境記」へ

ところで、平安朝の漢詩文における「酔郷」の語は、「酔郷記」を典拠とし、白詩と同様に酔心地を空間的に表現した語彙として用いられる例が多く見える。特に、句題詩（および句題の詩序）の破題において、詩題の「傾盃」や「酌酒」などの言い換えとして「酔郷」「王勳郷」「入郷」などと用いられる例が圧倒的に多い。そもそも句題詩の詩題には、「酔看落水花（酔ひて水に落つる花を見る）」、「逢花傾一盃（花に逢ひて一盃を傾く）」、「載酒訪幽人（酒を載せて幽人を訪ふ）」、「酌酒対明月（酒を酌みて明月に対す）」など、飲酒を題材とするものが極めて多く、当然ながら、詩宴がまさに酒宴の場であったことが顕著に窺われる。ところが、「詩境」の語と「酔郷」の語との語彙同士の関連という点からすると、句題詩にはこの二つの語彙の関連をほぼ窺うことができない。前節に掲出した匡衡の「菊殘留秋意」を詩題とする詩に「詩境外人任酔郷」とあったが、前述のように匡衡は「詩境」の外にあって「酔郷」に身を任せているというのであるから、この場合の「詩境」と「酔郷」とは、概念的にはむしろ相反する関係にある。

ところが、無題詩においては事情が異なり、「詩境」と「酔郷」との結びつきを顕著に見出すことができる。中でも、『本朝無題詩』に収載される匡衡の無題詩においては、「酔郷」と「詩境」とがともに用いられている例を見ることができる（全十六句の七言排律のうち第七句から第十二句を掲げる）。

玄石酌如寒氣尽、玉山傾似暖風新。　　玄石酌みたれば寒氣尽くるが如く、玉山傾ければ暖風新たなるに似

たり。

山陰昔興帰何処、河朔夏遊是幾巡。
 山陰の昔の興は何処にか帰る、河朔の夏の遊びは是れ幾たびか巡る。

詩境煙嵐無従我、酔郷日月不分人。

詩境の煙嵐は我れに従ふこと無く、酔郷の日月は人を分たず。

〔本朝無題詩〕卷五「冬夜偶吟」大江匡房⁽¹⁵⁾

これは、冬の夜、匡房が一人で酒を酌みつつ自らの感興を詠み込んだ独吟の詩である。「玄石」は劉玄石の故事を踏まえ、酒を表す。劉玄石は中山の酒屋で購入した千日酒を飲んで千日間寝込んでしまったという（『博物志』ほか）。「玉山」は嵇康が酒に酔ったさまをいい、やはり酒を表す。嵇康が酔っ払ったさまは、まるで玉山が崩れるようだったという（『世説新語』容止ほか）。「山陰昔興」は、山陰に居た王徽之（字は子猷）が剡県に居た友人の戴逵（字は安道）を訪ねた故事を踏まえる。王徽之は雪の晴れた月夜、飲酒して戴逵を訪ねたが、門まで来たところで、興が尽きたという理由で戴逵に会わずにそのまま帰ってきたという（『晋書』王徽之伝ほか）。「河朔夏遊」は三伏（夏の最も暑いとき）に劉松と袁紹が河朔（黄河の北）で酒を飲んで暑さを避けた故事をいう（『太平御覽』卷百三十八「酣醉」所引「史典論」ほか）。以上の「玄石云々」、「玉山云々」、「山陰云々」、「河朔云々」の四句は、いずれも飲酒について述べたもので、飲酒によって身体を温め、王徽之のように興尽きることなく、劉松や袁紹と同様に暑さを避けるため真夏に飲酒してからかなりときが経ったと詠む。

「詩境煙嵐無従我、酔郷日月不分人」のうち、「酔郷日月不分人」は、「日月」の光がどんな人にも分け隔てなく降り注ぐことをいい、すなわち酔えばどんな人でもポカポカと暖かくなることをいうのである

う。一方、「詩境煙嵐無從我」は、「詩境」では山がすみ（＝「煙嵐」）があたりに立ち籠めることはないことをいう。「煙嵐」は、自らの詩作を阻むものを総じていったものであろう。ここでの「詩境」は、「煙嵐」の語を用いて山中に仮構される一方、詩作の場やテクニク、詩作の際の心境など、いわば〈詩作の世界〉を意味するものと考えられ、その意味で本稿第三節、第四節で確認した「詩境」のあり方を二つながら踏襲し、両者がその延長線において交わるところにあると考えられる。そして、こうした「詩境」の有様は、前節で確認した「詩境記」の「詩境」と同様だといえることができる。

問題は、「酔郷」と「詩境」の対語にある。前述のように句題詩では、この二つの語彙の関連をほぼ窺うことができない。巨房の詩において「酔郷」が「詩境」の対語とされている背景には何があるのか。

実は、『本朝無題詩』に収載される無題詩においては、ほかに「非唯勝地揺情感、詩境酔郷興兩催（唯だ勝地の情感を揺がすのみに非ず、詩境と酔郷と興兩つながら催せり）」（「冬日山家即事」中原広俊〔中〕）がある。山の素晴らしい景色が詩人を感動させるばかりでなく、その山こそが「詩境」であり「酔郷」なのだと言わねばならぬ。つまり、ここでの「詩境」および「酔郷」は、詩人を取り巻く山全体を指しているものだと考えられる。そして、その山こそが、「詩境」と「酔郷」とを一体化し、具現化する、詩作の場そのものなのであった。このように「詩境」と「酔郷」とが同じ詩作の場を表すものとして結びつきつつ発想される背景には、無題詩という詩のあり方が密接に関わっているものと考えられる。

堀川貴司氏は、句題詩と無題詩の相違について、以下のように述べる。

句題詩が句題という〈題〉を持つ詩であるのに対し、無題詩は〈題〉が無い詩である。従って作者は〈場〉

と直接向かい合うことになる。このとき、詠作の対象としての〈場〉は、大きく分けて二つ、作者自身（境遇、体験、感情、思考など）とその外界（視覚・聴覚などを通じて認識される自然と人事）、ということになる。⁽¹⁶⁾

無題詩は、多くの場合、山寺や山家、貴族の別業などの風光明媚な非日常的な場所で製作される。堀川氏は、「美しい風景、心を動かされる情景——いわゆる詩境——に出会った場合には無題が選ばれるのではないか」とも推測している。無題詩では、「詩境」がより具体的な姿を持って眼前に立ち現れるのである。そして、詩作の場となつた山や寺、別業など、詩人が詩を読むときにそこにいて、詩人に感興を与えたその環境が、詩の内容により直接的に反映する。言い換えれば、句題詩製作ではより抽象的に表現されるものであつた詩作の場が、無題詩製作においてはより具体的な形をもつて作者に提示され、詩の中に詠み込まれることになるのである。また、匡房の「冬夜偶吟」のごとく、詩作のときの作者の心境がそのまま詠み込まれる場合もある。ここで「詩境」と「酔郷」との結びつきについて考えたとき、酒を飲みつつ詩を作るといふ場のあり方が、そのまま詩の中に詠み込まれると考えれば、「詩境」と「酔郷」もまた、容易に結びつくものであろう。

匡房の「冬夜偶吟」詩において「詩境」と「酔郷」とが対語として用いられているのは、匡房が詩を作ったときの場のあり方がそのまま反映されたためであろう。そしてこうした無題詩という詩のあり方が、「酔郷」から「詩境」への連想を匡房の中で促し、ひいては「詩境記」成立の要因の一つになつたのではないだろうか。

おわりに

本稿では、大江匡房「詩境記」の「詩境」の背景について、三点を指摘した。一つは、詩宴の場を峯や海、江や林などの具体的な自然物になぞらえて空間として仮構し、詩宴の模様や詩作という行為を、そうした自然物と縁語的な関係にある語彙をちりばめて表現するという表現方法が常套的であったこと、一つは、「詩境」が〈詩作の世界〉というべき空間としての概念を表すものであったこと、一つは、無題詩が、作詩と飲酒という詩作の場の行為をそのまま詩の内容として取り込んだこと、の三点である。以上の点からすると、匡房の「詩境」は、詩作の場と密接に関わってしよう。そこで、そのような視点から今一度「詩境記」という作品を考え直すことができるのではないかと考える。

注

- (一) 「詩境記」および「詩境」についてはすでに、田中理子氏に「秋未出詩境」を詩題とする大江以言の摘句「文峰案轡白駒影、詞海艤舟紅葉声」をめぐって考察がある（「大江以言の「詩境」」『国文論藻 京都女子大学大学院文学研究科研究紀要』第十三号、二〇一四年三月）。田中氏は、「詩境記」の背景として、後掲する白居易の「詩境」と「酔郷」の対語を想定する一方で、「詩境記」の「詩境」を、以言の摘句の発想を継承したものと論じている。本稿は、田中氏とは異なる視点から、改めて匡房の「詩境」について考察するものである。

- (2) 後藤昭雄「大江匡房「詩境記」考」(『平安朝漢文学史論考』勉誠出版、二〇一四年)。なお、掲出の「詩境記」の本文も後藤氏の論考による。
- (3) 『白氏文集』の本文は、卷十七、卷五十二は大東急記念文庫蔵本(金沢文庫旧蔵本)に、卷五十一、卷五十六、卷五十七は元和四年刊古活字本(那波本)による。
- (4) 「恨拝銅樓一月遲」句の解釈は、新釈漢文大系(明治書院)の解釈による。
- (5) 『本朝文粹』の本文は、身延山久遠寺蔵本による。
- (6) 曲水の宴については、大同三年(八〇八)二月二十九日に出された平城天皇の詔に「夫三月者、先皇帝及皇太后登遐之月也、在_二於感慕_一、最似_レ不堪、三日之節、宜_レ從_二停廢_一」とあり(『類聚国史』卷七十三「三月三日上巳附出」所引)、『寛平御記』寛平二年(八九〇)三月三日条(『年中行事抄』所引)に「終日有_二宴飲事_一、于_レ時_一有_二詩興_一、其題三月三日於_二雅院_一賜_二侍臣曲水飲_一」とあるのが見える。
- (7) 句題詩の新題と古句の題(古詩から一句を抄出してそれを題とする)との両者における詩句のあり方については、Wiebke Denecke「句題詩の展開——「漢詩」から「和詩」へ——(佐藤道生編『句題詩研究』慶應義塾大学出版会、二〇〇七年)を参照のこと。
- (8) 句題詩の構成方法については、主に以下を参照のこと。本間洋一「平安朝句題詩考」(『王朝漢文学表現論考』和泉書院、二〇〇二年、初出は一九九三年十一月)。蔣義喬「詠物詩から句題詩へ——句題詩詠法の生成をめぐって——」(『和漢比較文学』第三十五号、二〇〇五年八月)。堀川貴司「詩のかたち・詩のこころ——中世日本漢文学研究——」(若草書房、二〇〇六年)。井上和歌子「善秀才宅詩合」律詩群の検討——句題詩の詠法の安定化——(『和漢比較文学』第四十四号、二〇一〇年二月)。佐藤道生「三河鳳来寺旧蔵曆応二年書写 和漢朗詠集 影印と研究」(研究

- 篇（勉誠出版、二〇一四年）。同『句題詩論考―王朝漢詩とは何ぞや』（勉誠出版、二〇一六年）。
- (9) 『和漢朗詠集』の本文は、和歌文学大系（明治書院、二〇一一年）による。
- (10) 『文風抄』の本文は、歌論歌学集成（三弥井書店、二〇〇一年）による。
- (11) 平安期の漢詩文における縁語的な表現については、工藤重矩「平安朝漢詩文における縁語掛詞的表現」（『平安朝和歌漢詩文新考 継承と批判』（風間書房、二〇〇〇年、初出は一九八六年十月）がある。この点で、「分^二膏腴於^一醉郷^二、割^二要害於^一楽地^二」（『本朝文粹』卷十一「惜^レ秋斲^二残菊^一各分^二一字^一応^レ製（詩序）」紀長谷雄^三）の句が注目される。
- (12) 伊周が大宰府より帰京の後、大臣に准ぜられて儀同三司と称するようになったのは寛弘五年（二〇〇八）正月、一方で伊周が没するのは同七年正月で、詩宴の開催はこの間だと考えられる。
- (13) この願文については、小原仁『慶滋保胤』（吉川弘文館、二〇一六年）を参照のこと。
- (14) 群書類従本は「微叢難同隔仙席」の「同」を「問」に作る。『日本詩紀』により訂す。
- (15) 『本朝無題詩』の本文は本間洋一『本朝無題詩全注釈』（新典社注釈叢書）による。
- (16) 前掲注（8）堀川書。